

公契約条例に係るアンケートの実施 結果報告

1 調査目的

条例の施行から約5年が経過し、条例の適用による効果の検証と対象従事者の賃金実態を把握するため、アンケートを実施

2 実施期間

令和元年12月～令和2年1月（調査票の配布、回収、集計） 令和2年2月～3月（分析まとめ、報告書作成）

3 調査対象（受注者）

平成28～31年度 工事請負契約 13件（20件） 平成31年度 業務委託契約 36件（31件） 平成31年度 指定管理協定 6件（5件） 合計 55件（56件）

4 回収結果

平成28～31年度 工事請負契約 5件（10件） 平成31年度 業務委託契約 26件（22件） 平成31年度 指定管理協定 5件（5件） 合計 36件（37件） 回収率 65%（66%）

5 主な設問と回答

(1) 条例の効果の検証について

集計結果	集計結果の分析	集計結果に対応した今後の取組み
①受注者から従事者への周知方法 → 「口頭により説明」が75%（65%）	口頭による説明の割合が増加。特に、工事では口頭が100%となっている。	工事については周知カード等によるPRでは不足であり、口頭による説明が行われ、これが負担感につながっている。従事者が理解しやすく、受注者も手間がかからない効果的な周知方法を検討し、受注者の負担軽減を図る。
②周知カードによる周知方法の事務負担 → 「あまり変わらない」が39%（38%）・「やや負担」が39%・「かなり負担」が22%（35%）	周知カードの配付について、かなり負担とする意見は減少したが、工事では口頭説明とカード配布の両方を行っているため、負担感が強い。	
③従事者から受注者への相談、問い合わせ → 「なかった」が94%（92%）	指定管理協定で1件の問い合わせがあったが、締結時の下限額の適用についてであり、賃金支払い等のものはなかった。	
④労務台帳作成などの事務負担 → 「かなりの負担」は53%（46%）・「やや負担」39%（30%）	受注者は、労務台帳の作成等について、負担と感じている割合が増加した。	今年度から全員分の作成回数を減らしており、今年度のアンケート結果を見て、対象拡大がよりスムーズに進むよう簡略化についても検討する。
⑤事務負担軽減のための方法 → 「労務台帳作成月の削減」が69%（57%）、「労務台帳提出回数削減」が58%（43%）、「給与台帳等による代替」が28%	台帳作成月数の削減の要望が最も多いが、それ以外の簡略化についても軽減の要望がある。	
⑥賃金を上げた従事者の有無 → 「いない」が83%（78%）「いた」は14%（14%） ※14%の内訳は⑦	引き上げた業種がなにであったかは不明。引き上げは一部にとどまっており、賃金下限額を引き上げる余地はまだあるものと考えられる。	今後、賃金下限額を検討する場合の判断材料の一つとする。
⑦賃金を上げた従事者の割合 → 「1割未満」が3件（1件）、「1割以上3割未満」が1件（0件）、「5割以上」が1件（2件）		
⑧労働意欲への効果の有無 → 「有」が11%（8%）、「無」が25%（24%）、「どちらともいえない」が64%（57%）	労働意欲の向上につながるかどうかの明確な考え方が減少し、どちらともいえないとの回答が増加した。	条例の効果について懐疑的な考えが増えている。より一層周知をはかり、条例を浸透させる。
⑨生活安定への結び付き → 「そう思う」が22%（22%）「思わない」が11%（24%）「どちらともいえない」が67%（43%）	条例が生活安定につながる考えの割合は減少したが、どちらともいえないの割合が増加している。	
⑩下請負者の社会保険の加入の確認方法 → 「労務台帳で確認」と「口頭で確認」で75%（59%）	社会保険加入の確認は適切に行っている。一人親方には書類等を提出させて確認しており、社会保険加入の取組みがうかがえる。	国等の指導により、社会保険加入の取組み強化が行われている。労務台帳の社会保険加入状況をチェックし、より一層の加入促進を図る。
⑪一人親方の社会保険の加入の確認方法（自由回答5件（8件）） ・労務安全に関する提出書類（2件）、加入証明書類の確認（2件）、保険証の写しの提出（1件）。		
⑫従事者の人数や構成 → 人数が「変わらない」が84%（78%）、構成が「変わらない」が68%（29%）、「若年減高齢増」が29%（26%）	一部で若年労働者が減少し、その分高齢労働者が増加している。人数は約8割が変わらないとしている。	若年層の増加に向けた契約のあり方を検討する。
⑬意見要望（自由回答4件（6件）） ・簡素化を求めるもの1件（3件）。事務負担の軽減を求めるもの1件。その他2件。	公契約条例の事務負担を訴える意見であり、事業者によっては、負担が大きいことがわかる。	受注者に対して条例の趣旨の理解と協力を求めていくとともに、負担軽減結果を検証し、効果的な方策を検討する。
⑭外国人従事者の国籍 ・工事 「いない」100% ・委託 「中国」3%・「フィリピン」6%・いない 69%・無回答 19% ・指定管理 「スウェーデン」20%・いない 40%・無回答 40%	業務委託で、フィリピン人が存在することが分かった。	外国人向けの周知方法について、より効果的な方法を検討する。

※（ ）内は前年度の内容

(2)賃金実態調査の結果について

集計結果	集計結果の分析	集計結果に対応した今後の取組み
<p>①工事請負(賃金下限額：設計労務単価の87%) ・設計労務単価の86%～102% (88%～189%)</p> <p>②業務委託・指定管理(賃金下限額：1,077円/時間(1,042円/時間)) ・業務委託 1,000円/時間～3,387円/時間(1,042円/時間～3,607円/時間) ・施設管理業務の設備点検保守、警備員、清掃員、その他の賃金が下限額と同額(1,042円)となっている。 ・指定管理 941円/時間～3,111円/時間 ・941円は、基本協定締結年度が28年度の指定管理者。</p>	<p>工事請負については、平成30年度に締結した工事の普通作業員と軽作業員の賃金の最低が下限額を下回っている。平成30年度に締結した工事契約の労務台帳は、本アンケートの対象である令和元年8月分で下限額を下回ったものは存在しない。どちらの誤りかは不明ながら、下限額に達していない可能性は捨てきれない。 業務委託については、労務台帳上は下限額を下回って報告されたもの存在しない。どちらの誤りかは不明。 指定管理については、941円は平成28年度の下限額であり、協定締結当時の金額を誤って記入したもの。最低賃金すら下回っている。労務台帳では最低賃金を下回ったものは存在しない。</p>	<p>賃金支払いの確認については、労務台帳の賃金支払い部分までの提出を求めて確認している。今後、回答者がわかるような形での調査方法に改め、下限額を下回る回答があった場合は、直ちに実態調査することを含め、条例遵守の確保策を検討していく。 業務委託については、基本的に単年度契約となるため、今回のような回答があった場合、上記と同様の対応を検討する。 指定管理については、これまで締結年度の賃金下限額を継続していたため、条例の実効性の点で難があったが、新たな協定締結後は最新の下限額を採用することになるため、指定管理者によりいっそうの条例の周知を図る。</p>

※ ()内は前年度の内容